

topics

01

あったか灯油支給事業を実施しています！

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

町では、灯油価格の高止まりや電気料金の値上げを受けて、暖房費等の一部を助成する「あったか灯油支給事業」を実施していますので、対象世帯の方は忘れずに申請してください。

なお、この事業は灯油暖房に限定せず、石炭・薪などを使用しているご家庭やオール電化住宅なども含め下記の世帯が対象です。



■対象世帯

平成31年1月1日現在で南幌町に住所があり、平成30年度町民税が非課税で、次のいずれかに該当する世帯。

- ①70歳以上の高齢者のみの世帯（平成31年3月31日までに70歳になる方も対象としています。）
- ②重度心身障がい児・者（身体障害者手帳1・2級及び3級の内部疾患、療育手帳A判定、精神障害者福祉手帳1・2級）のいる世帯
- ③ひとり親世帯（平成12年4月2日以降に生まれたお子さんがいるひとり親世帯）
- ④その他町長が認める世帯

※平成30年度住民税納付書が届いている世帯、また社会福祉施設入所者、長期入院や長期不在及び被保護世帯は、対象外となります。

■助成金額 1世帯あたり10,000円

■申請方法 助成を受けようとする方は、下記の申請期限までに印鑑と世帯主本人の金融機関口座の通帳をご持参の上「あいくる」までお越しください。（申請書は「あいくる」にあります。）

■申請期限 2月8日（金） ※土・日曜日、祝日を除く

■その他 電話による課税状況のお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

■申込み・お問い合わせ あいくる保健福祉課福祉障がいG ☎378~5888

topics

02

忘れていませんか？「高等学校等通学費補助申請」

ぼろろ生涯学習課
学校教育G

子どもの教育に係る経済的負担を軽減するため、通学費の一部を補助する制度です。

平成29年度から通学方法によらず、一定額の補助に変更となりました。生徒が町外の下宿や寮などに居住している場合や、車による送迎、自転車通学の方も対象となります。

■対象者 高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部に通学する生徒の保護者で南幌町に在住の方（町税等の滞納が無いこと）

■補助額 入学より3年間、通学先の学校により一定額を補助します。

■申請方法 申請書及び納税確認同意書に学生証の写し、または在学証明書を添えて教育委員会（ぼろろ）へ提出してください。（申請書は教育委員会にあります。）
※町ホームページからもダウンロードできます。

■申請期限 2月28日（木） ※土・日曜日、祝日を除く（今年度最終）

■お問い合わせ ぼろろ生涯学習課学校教育G ☎378~6620

topics

03

就学援助費の申請について

ぼろろ生涯学習課
学校教育G

子どもを公立小中学校に通学させるうえで、経済的理由によりお困りの町内在住の保護者の方に、学用品費・給食費など必要な費用の一部を町で援助する制度です。

2月上旬に学校を通じて申請書を配布しますので、就学援助を希望される方は教育委員会（ぼろろ）まで提出してください。

なお、新小学1年生がいる世帯は、入学説明会で配布しますのでご確認ください。

認定・否認定の通知は3月中旬頃に送付する予定です。

■提出期限 3月5日（火）

■提出先・お問い合わせ ぼろろ生涯学習課学校教育G ☎378~6620

topics

04

平成31年度学童保育入会児童を募集します

あいくる保健福祉課
健康子育てG

- 入会基準 保護者や同居する家族が労働等の事由により、放課後や春・夏・冬休み等の日中、恒常的に不在なため、健全な保護を受けることができない児童。
- 対 象 小学校1年生～6年生
- 保育時間 ●月曜日～金曜日 放課後～18時30分 ●土曜日、春・夏・冬休み 8時～18時30分
●延長保育 18時30分～19時
- 休 み 日曜日、祝日、年末年始、悪天候による学校集団下校及び臨時休校時、疾病等による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖
- 保 育 料 月額4,000円（延長保育は別途有料：1日／100円）
※1ヵ月の利用日数が10日未満の場合は半額。 ※学童入会者2人目以降軽減あり。
※傷害保険料、おやつ代は別途負担していただきます。
- 保育場所 なんぼろ児童会（南幌小学校内）
- 募集人数 60名
- 必要書類 ①児童会入会申込書 ②就労証明書（父母各1部）
③納税確認同意書
- 申込期間 2月1日（金）～15日（金） ※土・日曜日、祝日を除く
※前年度より引き続き入会する場合も手続きが必要です。
- 申込み・お問い合わせ あいくる保健福祉課健康子育てG ☎378～5888



topics

05

学童保育指導員を募集します

あいくる保健福祉課
健康子育てG

- 募集人数 1名
- 資 格 等 次のいずれかの要件を満たす方
 - ①保育士か幼稚園教諭、教員、社会福祉士の資格を有する方
 - ②大学もしくは大学院において社会福祉学、心理学、教育学等に相当する課程を修めて卒業した方
 - ③高卒以上の学歴を有する方で児童福祉法に基づく児童福祉事業に2年以上従事した方
- 任用期間 4月1日～翌年3月31日
- 賃 金 時給925円
- 勤務日等 週20時間程度 ※日曜日・祝日・年末年始を除く
 - 月曜日～金曜日 13時～19時のうち5時間程度
 - 土曜日、春・夏・冬休み 8時～19時のうち5時間程度
- 勤務場所 なんぼろ児童会（南幌小学校内）
- 申込期間 2月1日（金）～22日（金） ※土・日曜日、祝日を除く
- 申込方法 履歴書（写真付き）と資格証明書の写しをご持参の上「あいくる」までお越しく下さい。
- 申込み・お問い合わせ あいくる保健福祉課健康子育てG ☎378～5888

広告

topics

06

要介護者の障害者控除対象者認定書を交付します

あいくる保健福祉課
高齢者包括G

要介護認定を受けている本人または扶養している親族に対して、確定申告の際に必要な「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

この認定書により、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、所得税及び個人住民税の控除を受けることができます。

■交付対象者

- ・65歳以上で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されていない方
- ・平成30年12月31日時点で要介護認定1～5の認定を受けている方

■申請方法等

- ・印鑑をご持参の上「あいくる」(高齢者包括G)で申請してください。
- ・確定申告に必要な方は申告前に申請してください。

※確定申告の際は毎回「障害者控除対象者認定書」が必要です。

■お問い合わせ あいくる保健福祉課高齢者包括G ☎378～5888

topics

07

スプレー缶・ボンベ缶等のガス抜きによる
火災・破裂事故を防ぎましょう南空知消防組合南幌支署
☎378～2619

昨年12月に札幌市で、屋内でのスプレー缶のガス抜き処理をしたことが原因とみられる爆発火災が発生し、建物の損壊や多数の負傷者が出るなど大きな被害がありました。

■ガス抜きを行う際の注意事項

絶対に屋内では作業しないでください。屋内でガス抜きをすると、近くの火気や静電気ですり火する危険性があります！近くに火の気がない風通しの良い屋外でガス抜きをしてください。

■必ず中身を使い切ってください

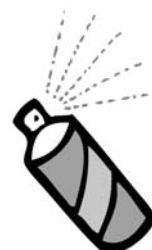
中身が残っているスプレー缶・ボンベ缶等に不用意に穴を開けると火災や破裂事故につながる恐れがあります。

また、中身のガスが残ったまま捨ててしまうとごみ収集車やごみ処理施設での火災等の原因となります。必ず中身を使い切り、製品に書いてある使用方法を確認し、付属のガス抜きキャップ等を利用して、ガスを完全に抜いてから缶に穴をあけて捨ててください。

■穴あけが困難な場合は

高齢の方など穴をあけることが困難な方は、役場または消防署にお持ちください。

■お問い合わせ 南空知消防組合南幌支署



広告

なんぼろ温泉無料入浴券を ご利用ください

平成30年度のなんぼろ温泉町民無料入浴券を役場2階産業振興課窓口で交付しています。

まだ交付申請をされていない方は、申請手続きにお越しください。

※利用の期限は3月31日までです。

■お問い合わせ 産業振興課商工観光G

■ 老後の備えは万全ですか？

現在65歳の日本人の平均余命は男性が19年（84歳）、女性が24年（89歳）です。
女性の老後は男性以上に長い道のりです。

女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします。

■ 農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は夫婦お二人で月額最高13万円です。

一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23～24万円は必要となるデータがあります。

⇒月額約10万円不足！

国民年金の不足分をしっかりとカバーします。

■ 農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません

60歳未満の国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

女性農業者の老後の安心は自分で確保！

■ 家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます

認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結ぶ配偶者も保険料の補助が受けられます。

女性の農業経営への参画をしっかりと応援します！


【女性は男性より＋5年長生き。自分自身の年金を準備しましょう】

一般的に女性は男性より長生きです。年金が重要なことは男性も女性も同じですが、女性はより長い老後に備えて、自分自身の年金を準備することが重要です。

■ お問い合わせ 役場農業委員会または農協農業振興課（☎378～2274）

■ フンの始末は飼い主の責任です！

中には、道路や、他人の敷地内で「フン」をさせたまま片付けない、悪質な事例が見られます。

愛犬が散歩中に「フン」をした場合は、必ず持ち帰りましょう。

「フンは家で済ませてから」の散歩を習慣づけましょう。

■ お問い合わせ 住民課環境交通 G

